

修繕後の安全が確認された段階で再開する予定であったが、修繕工事に多額に費用を要すること、内部の鉄骨の腐食が著しい現状から、使用を継続することは難しい状況である。

〈大高議員〉
②復旧について専門家が

過去の暴風被害を含め、平成25年度から29年度の5年間で、外壁、防水シート、ボイラー、水道などの修繕工費は、およ



▲老朽化の著しい岩崎スポーツセンター(正面)

岩崎スポーツセンターの外壁、天井等が落下する恐れがあり危険であるため、当分の間使用を禁止すると、お知らせ版に掲載された。そこで、次項について伺いたい。

①当分の間とはどの程度か。

〈町長〉
台風21号の被害直後は、破損状況を見て「当分の間休止する」として広報お知らせ版に掲載したところである。

修繕工事に係る経費の査定は、建設課で行った。外壁等の修繕工費が817万円、2階の防水シートの修繕工事に686万円、合計1503万円に上る。

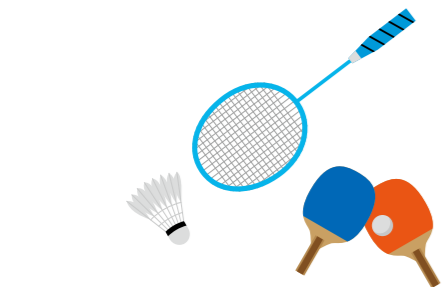
以前から問題のあった屋上の防水シートの劣化や一部剥離、ボイラーの煙突の破損等に掛かる修繕工費について専門業者に査定を依頼したところ、1926万円の経費が別途必要となる。

〈大高議員〉
③9月の台風21号の被害による休止とあるが、台風被害として国からの復旧費用が来るのか。

〈町長〉
国からの補助金等はない。したがって、岩崎スポーツセンターの修繕工費は全て町の負担となる。



▲老朽化の著しい岩崎スポーツセンター(海側)



岩崎スポーツセンターの使用について

査定したのか。外壁と天井等を復旧するにはどのくらいの費用が掛かるのか。

〈町長〉
この制度は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を県が『青森県健康経営事業所』として認定するもので、平成29年4月から開始された。平成30年10月24日現在、

町内125事業所が認定されており、認定された事業所には経営上のメリットがある。当町では(株)脇川建設工業所が認定されている。国及び地方公共団体は

一般質問

町職員の健康増進のため、健康寿命を延ばす運動を職場でやる方法を考えられないか

答弁：職員の健康管理は重要であると認識しており、治療と仕事の両立、検診の勧奨、メンタルヘルス研修、禁煙支援等を実施している。



大高恒藏議員

職員が一堂に特定の時間及び場所を設定して実施することは難しいと考えるが、健康管理は十分に認識している。個人が自席で簡単にできるストレッチなど勧奨し、運動不足やストレス解消を図っていききたいと考えている。

〈大高議員〉
②仕事中に、1日に5、6回もタバコを吸うために席を外す人は「ニコチン依存症」という病気になる。このような職員に対しては、治療するように直接指導をすべきである。

〈町長〉
喫煙者の多くは「ニコチン依存症」として、治療を必要とする病気の可能性がある。

職員に対しては、勤務時間中の喫煙は禁止である通知をしている。また、地域包括ケアセンターでは、タバコの影響や禁煙の効果について周知を図っている。

禁煙外来の治療は、本人が「禁煙したい」という強い意志をもって開始するものであり、職員に対しては、今後とも勤務時間中の喫煙禁止の徹底と禁煙治療への勧奨を行うていきたい。

〈大高議員〉
③県健康経営事業所制度が平成29年度から開始された。このメニューの中から実施できるものに取り組んでもらいたい。

〈町長〉
この制度は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を県が『青森県健康経営事業所』として認定するもので、平成29年4月から開始された。平成30年10月24日現在、

職員にに対しては、勤務時間中の喫煙は禁止である通知をしている。また、地域包括ケアセンターでは、タバコの影響や禁煙の効果について周知を図っている。

この制度は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を県が『青森県健康経営事業所』として認定するもので、平成29年4月から開始された。平成30年10月24日現在、

【青森県健康経営事業所認定のメリット】

- (1)県入札参加資格申請時の加点（建設工事、物品・役務）
- (2)県内金融機関による低利融資
- (3)県特別保証融資制度の利用
- (4)県ホームページでの事業所紹介

【当町が実施している認定要件】

- (1)治療と仕事の両立支援のための環境整備(通院等の時間単位の休暇取得)
- (2)特定健診・がん検診の受診勧奨と受診時間を勤務時間扱いとする。
- (3)セルフケアの充実と働きやすい職場環境の形成を目的とした、メンタルヘルス研修、ストレスチェック制度の実施
- (4)役場本庁舎、公の施設を受動喫煙防止対策として、空気クリーン施設の認証を受けている。
- (5)職員に対しての禁煙支援として、禁煙外来費用の助成

制度の対象外のため、町は認定対象事業所から除かれる。しかし、職員の健康管理は大切であるとの認識の下、制度の認定要件のうち5項目は実施している。

野良ネコの対応について

ネコの飼育のルールとマナーについて、お知らせ版に詳しく掲載され、野良ネコが減ったように感じるが、「野良ネコ」とはつきり分かるような場合は、町が引き取って保健所に引き渡すなどの処置ができないものか。

〈町長〉
ネコは「動物の愛護及び管理に関する法律」の対象動物であり、町が捕獲することはできないが、「野良ネコ」とはつきり分かるネコを住民が保護した場合には引き取って、動物愛護センターに引き渡している。

今後とも、動物愛護センターと連携し、「野良ネコ」に餌をやらないよう理解を求めるとともに、飼い主に対しては、屋内において終生飼養するようお願いしていきたい。

インフルエンザ治療薬「タミフル」使用について

「タミフル」を服用した子供が異常行動を起こし、使用を原則禁止してきたが、ほかのインフルエンザ治療薬使用者や薬を使用しない患者でも異常行動が見られたことから、今年8月「タミフル」の使用制限が解除された。

①町では10代の患者に「タミフル」投与を認めたのか。

〈町長〉
町が「タミフル」投与の可否を判断する立場にはない。厚生労働省が日本製薬団体連合会を通じて各製薬会社に指示し、使用制限が解除されたものである。

しかし、就学期以降の未成年者に対する異常行動リスクに伴う注意喚起

は継続することから、町立診療所で処方する際は、転落事故防止策等を講じるよう、患者や家族に説明した上で服用させたいと考える。

《大高議員》
小中学生が罹患した場合の注意など、早急に広報で知らせるべきである。

《町長》

各小中学校の「保健だより」で、流行シーズン前の予防や、インフルエンザに感染した場合の注意点を保護者や児童・生徒に知らせている。また、広報お知らせ版でも詳しく周知を図りたい。



認知症の人が住みやすい地域づくりについて

《大高議員》
①町にカフェを作る計画の進捗状況は。

《町長》

今年度中の設置を目指し、運営に興味を示す2つの事業所に対して、5月に事業内容を説明しており、現在、申請待ちの状況である。

国のオレンジプランでは、全ての市町村に対して、2020年度末までに「認知症カフェ」の設置を義務付けているので、早期の設置を目指している。

《大高議員》

②異変を感じた地域の人々が、家族に伝え、一緒に支援センターに相談するなど、早期発見と早期受診を勧奨する体制を作るべきではないか。

《町長》

認知症について学び、

家族や地域の人の異変に気付けるよう「認知症サポーター養成講座」を実施し、現在694人が登録している。地域包括支援センターでは、専門の医師も一員となり適切な医療や会議サービスに繋げる体制として『認知症初期集中支援チーム』を設置して、認知症の疑いのある方や家族に対して早期対応の支援を行っている。

《大高議員》

③徘徊中の事故で損害賠償を請求されることを考えると、一人暮らしや高齢者では対応できないので、公費で賠償保険に加入すべきと思う。

《町長》

町では、認知症高齢者が徘徊などで行方が分からなくなつた時の早期発見や保護のための「事前登録事業」と「見守り用GPS端末機の利用料助成事業」を実施しており、公費での保険加入は行っていない。基本的に保険

加入は、本人及び家族等が契約すべきと考えるが、今後、ほかの自治体の動向を見ながら検討していきたい。



終活を町で支援する制度を作れ

《大高議員》

一人暮らしや高齢家族が増え続ける現状を踏まえ、次のことを検討すべきである。

①元気なうちに生前に身の回りを整理する終活を町で支援したり、登録者の情報を各関係機関に提供する。

《町長》

終活は個々の人間関係や財産分与など個人的な内容な多いため、行政が直接関与することは難しいものと考ええる。

なお、終活のアイテムとして「エンディングノート」があるので、希望する方に無償配布を検討している。このノートは、本人が元気なうちに、基本情報や親族、交友関係医療、介護の希望、葬儀やお墓、資産の状況など書き込めるようになってるので、意思疎通ができなくなつた場合や亡くなつた時でも、関係者に伝えられるものとなっている。ノートへの記入が困難な方については、記入時に支援することを検討したいと考えている。

《大高議員》

②引取り手がいないお骨の増加に対応し、合葬墓の建設や散骨制度を作る。

《町長》

近年、核家族化や少子化などの背景に、継承を

前提としないお墓に対する需要も高まってきている。

当町においても、高齢者の一人世帯の増加や転出等により、改葬の増加が予想されるが、合葬墓は、多くの方の焼骨と一緒に埋葬することから、個別の供養ができないなどの問題点も出てくると思うので、町民のニーズも考慮し慎重に検討したい。

散骨制度については、節度を持って行う限りは違法ではないとされているが、国でもルール、規則等を明確に定めていないことから、現時点で散骨制度を作ることは難しいと考える。

『改葬とは→一度葬った遺骨を別の場所に葬りなおすこと』

